

むつ市浄化槽災害復旧事業費補助金交付要綱

令和 8 年 1 月 30 日制定

む つ 市 告 示 第 5 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震に伴う地震災害（以下「青森県東方沖地震災害」という。）により浄化槽が被災した場合において、被災浄化槽について転換若しくは入替え又は被災浄化槽の修繕を行う者に対し、予算の範囲内において、むつ市浄化槽災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 浄化槽法（昭和58年法律第43号）をいう。
- (2) 浄化槽 法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 浄化槽のうち、処理対象人員が10人以下のものであって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODの日間平均値1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有し、法第4条第2項の構造基準及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号。以下「指針」という。）に適合するものをいう。
- (4) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (5) 被災浄化槽 青森県東方沖地震災害により破損、亀裂、傾斜、沈下その他の被害を受け、正常な機能を失った浄化槽（単独処理浄化槽及び汲取り便槽を含む。）をいう。
- (6) 転換 被災浄化槽のうち単独処理浄化槽又は汲取り便槽を撤去し、新たに合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (7) 入替え 被災浄化槽のうち合併処理浄化槽を撤去し、新たに合併処理浄化槽

を設置することをいう。

- (8) 対象住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で、個人が所有し、賃貸住宅でない建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、むつ市に居住し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票がむつ市にあり、かつ、現にむつ市内の住宅に生活の本拠を有することをいう。）、本市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の対象となる区域及びむつ市漁業集落排水処理施設条例（平成17年むつ市条例第56号）第2条に掲げる処理区域（以下「公共下水道対象区域等」という。）を除く区域並びに特別な事情により下水道の整備が当分の間見込まれない公共下水道対象区域等のうち市長が認める区域において、転換若しくは入替え又は被災浄化槽の修繕を行う者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更（以下「設置等」という。）の届出を行わずに合併処理浄化槽の設置等を行う者
- (2) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度（以下「機能保証制度」という。）に基づく保証登録がされていない合併処理浄化槽を設置する者（被災浄化槽の修繕の場合を除く。）
- (3) 販売、賃貸その他の営利目的で対象住宅の転換若しくは入替え又は被災浄化槽の修繕を行う者
- (4) 対象住宅の建替え又は新築に伴い、合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税又は国民健康保険税を滞納している者
- (6) 第6条第2項の規定による補助金の交付の決定の前に、当該補助金に係る合併処理浄化槽の工事に着手した者。ただし、災害に起因して緊急に工事を行う必要があったと市長が認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「災害復旧補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 転換又は入替えを行う場合 次に掲げる経費の合算額
ア 合併処理浄化槽の設置に要する経費

イ 被災浄化槽を完全に撤去するために必要な経費

ウ 転換を行う際に伴う宅内配管工事に要する経費

(2) 被災浄化槽の修繕を行う場合 被災浄化槽の修繕に要する経費の2分の1に相当する額

2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費と次に掲げる表に定める限度額とを比較していずれか低い方の額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

区分		限度額
(1) 転換又は入替えを行う場合		
合併処理浄化槽の設置に要する経費	5人槽	390,000円
	6～7人槽	474,000円
	8～10人槽	660,000円
被災浄化槽を完全に撤去するために必要な経費	単独処理浄化槽	120,000円
	汲取り便槽	90,000円
	合併処理浄化槽	120,000円
転換を行う際に伴う宅内配管工事に要する経費		300,000円
(2) 被災浄化槽の修繕を行う場合		
被災浄化槽の修繕に要する経費の2分の1に相当する額		300,000円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、むつ市浄化槽災害復旧事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 浄化槽設置工事契約書の写し又は浄化槽工事見積書の写し

(2) 工事の経費の明細が確認できるもの

(3) 個人情報閲覧に関する同意書又は納税証明書（申請の段階において発行が可能であるもののうち、最新年度のもの。転入者の場合においては、前住地のも

のとする。)

(4) 着工前の被災状況写真（日付入りのもので、対象住宅の外観及び被災浄化槽の破損状況が明確に確認できるもの）

(5) 設置場所の位置図

(6) 浄化槽管理士等（浄化槽管理士又は浄化槽設備士をいう。以下同じ。）が発行した被災前の保守点検記録票（青森県東方沖地震災害発生日以前の直近のもの）

(7) 青森県東方沖地震災害発生日以降、被災浄化槽の修繕前に浄化槽管理士等が発行した被災後の保守点検記録票。ただし、災害発生後に緊急に被災浄化槽の修繕を行ったため、修繕前の点検記録票を取得できない場合は、次に掲げる書類をもってこれに代えることができる。

ア 修繕業者が作成した被災状況及び修繕内容を記載した報告書

イ 修繕後の保守点検記録票

ウ 誓約書（虚偽があった場合は補助金の返還及びいかなる責任も負うことを誓約するもの）

(8) 転換又は入替えの場合は、次に掲げる書類

ア 法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し

イ 設置工事を監督する浄化槽設備士の免状の写し

ウ 設置浄化槽の構造図及び配置配管図

エ 登録浄化槽管理票（C票）

オ 機能保証制度に基づく保証登録証

カ 法第7条の検査に係る申込書の写し

(9) 転換の場合は、前号エに加えて、指針に適合することを証する登録証の写し

(10) 被災浄化槽の修繕の場合であって、配管の修繕又は交換を伴う場合 配置配管図

(11) その他市長が必要があると認める書類

2 第1項の申請書の提出期限は、令和8年11月30日とする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は前項の規定により、補助金の交付の決定をしたときはむつ市浄化槽災害復旧事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しない旨を決定したときはむつ市浄化槽災害復旧事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（事業変更等の承認申請）

第7条 前条第2項の規定により、補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が申請内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにむつ市浄化槽災害復旧事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、変更等の承認をするときは、むつ市浄化槽災害復旧事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、むつ市浄化槽災害復旧事業完了報告書（様式第6号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置工事費の領収書の写し又は請求書の写し
- (2) 工事が適正に施工されたことを証する写真
- (3) 転換又は入替えの場合

ア 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）

イ 法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し

ウ 浄化槽設備士が適正に施工を確認したことを証する書類

エ 被災浄化槽を撤去するための費用の補助を受ける場合は、産業廃棄物管理

票の写し

オ 被災浄化槽を撤去する場合は、浄化槽廃止届出書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月1日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された報告書を審査し、実地調査を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、むつ市浄化槽災害復旧事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、むつ市浄化槽災害復旧事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(維持管理)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置し、又は修繕した浄化槽の機能が正常に稼働するよう適正な維持管理をしなければならない。

(水質検査結果の報告)

第12条 補助事業者は、法第7条及び法第11条の規定により法定検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けたときは、転換又は入替えにより設置した浄化槽については、浄化槽の使用開始後3年間、その都度結果を市長に報告しなければならない。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この要綱に規定する添付する書類について証明すべき事実を市長の管理に属する公簿等で確認できるときは、当該添付する書類の全部又は一部を省略させることができる。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付を不適當であると認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、むつ市浄化槽設置整備事業費補助金返還請求書兼通知書(様式第9号)により通知し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。